



近年、障害者総合支援法や障害者優先調達推進法の施行、障害者差別解消法の成立など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、市民の皆様の価値観やライフスタイルが多様化する中で、年々増加傾向にある障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきております。これまで、本市では、平成22年度に最上位計画である第4次越谷市総合振興計画の部門計画として第3次越谷市障がい者計画を策定し、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野の障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。また、本市は平成27年4月1日に中核市として新たな一歩を踏み出しました。これにより、障がい者福祉の分野では、身体障害者手帳の交付事務、障害福祉サービス事業所等の指定に関する事務などが埼玉県から移譲され、市民の皆様の身近なところで、よりきめ細かな行政サービスを提供することができるようになりました。

このように障がい者福祉を取り巻く環境や本市を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の障がい者福祉の指針となります「第4次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。この計画は、共生社会の実現に向けて、これまでの計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を継承しながら、新たな法制度の制定等を踏まえて、障がい者施策を推進することとしております。

今後も、誰もが地域で安全に安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係機関の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成28年3月

越谷市長 高橋 努

1 計画策定の趣旨

障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心に暮らせる越谷市をつくっていくことは市民の願いです。

越谷市は、平成10年(1998年)8月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーション^{※1}の実現を目指して」を策定し、障がい者施策をすすめてきました。その後、平成16年(2004年)3月には平成22年度(2010年度)までの8年間の計画として「新越谷市障害者計画」、平成18年(2006年)4月の障害者自立支援法の施行などを踏まえて、平成20年(2008年)3月に「改訂新越谷市障がい者計画」、平成23年3月には平成27年度までの5年間計画として「第3次越谷市障がい者計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めています。

今回策定する「第4次越谷市障がい者計画(平成28年度～32年度(2016年度～2020年度))」は、平成23年(2011年)8月に施行された改正「障害者基本法」、平成24年(2012年)10月に施行された「障害者虐待防止法^{※2}」、平成25年(2013年)4月に施行された「障害者総合支援法^{※3}」や「障害者優先調達推進法^{※4}」、また、平成28年(2016年)4月に施行される「障害者差別解消法^{※5}」や、「障害者雇用促進法^{※6}」の改正などを踏まえています。

この計画は、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考えのもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指します。

また、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいや高次脳機能障がいを含む)、難病の方々がともに、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安全で安心に暮らせるまちづくりをすすめていくための指針として策定するものです。

※1 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

※2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年10月に施行された障害者自立支援法の一部改正法)

※4 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する法律

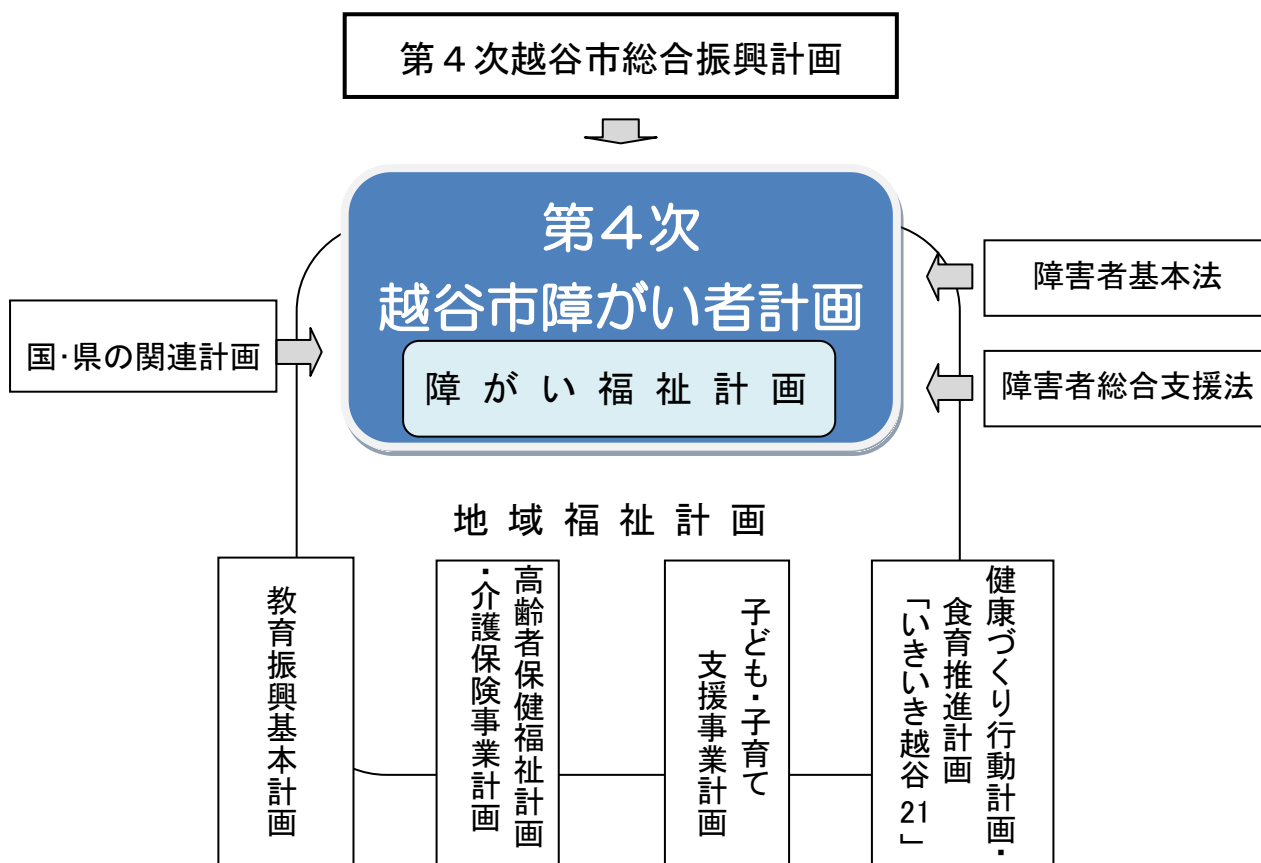
※5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※6 障害者の雇用の促進等に関する法律

2 計画の位置づけ

- (1)本計画は、障害者基本法に定める市町村の障害者計画として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとします。
- (2)本計画は、「第4次越谷市総合振興計画」(平成23年度～32年度(2011年度～2020年度))を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門計画として策定するものです。
- (3)本計画は、障害者総合支援法に基づく、「越谷市障がい福祉計画」と整合性を図ったものとします。

「第4次越谷市障がい者計画」と他の計画等との関連



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

4 計画の対象者

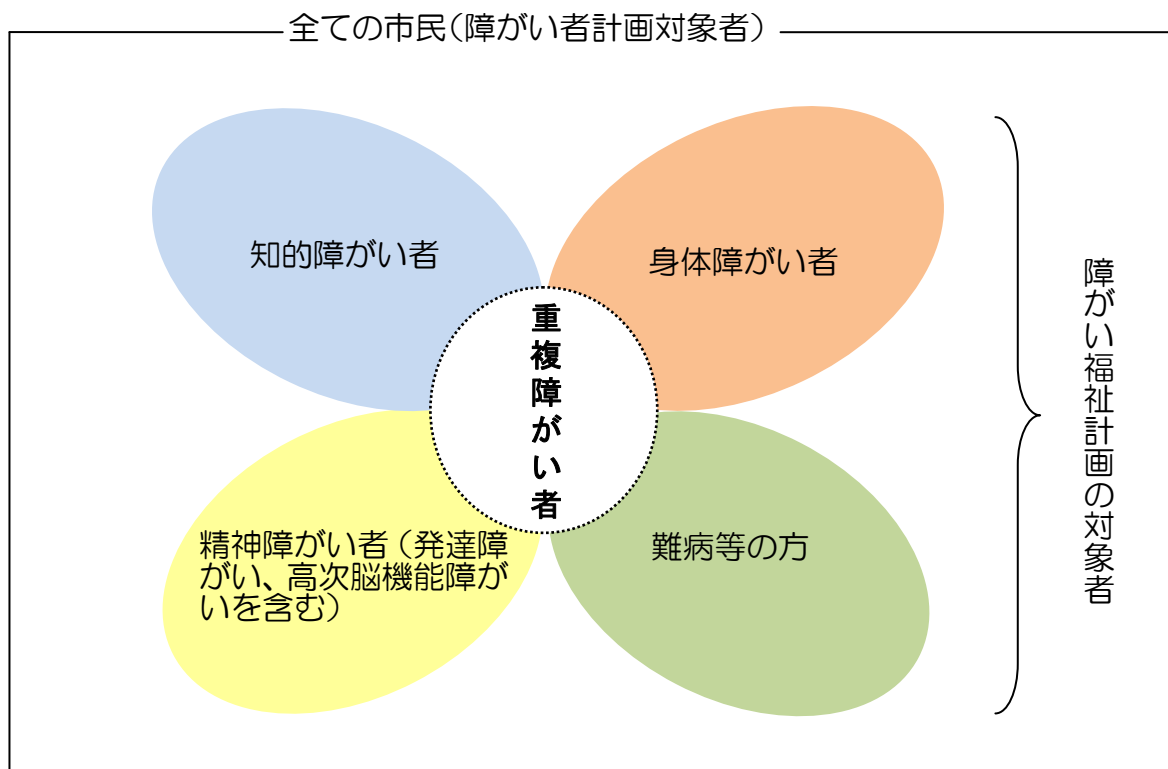
「障がい者計画」は、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

一方で、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」での障がい者の範囲は、障害福祉サービスなどの自立支援給付等を受ける方です。

身体障がい者には、身体障害者手帳所持者、知的障がい者には、療育手帳所持者並びに更生相談所で知的障がいと判定された方、精神障がい者(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)には、精神障害者保健福祉手帳所持者並びに自立支援医療(精神通院医療)制度の利用者、精神障がいと診断された方、難病等の方には、対象疾患のある方が該当します。

計画の対象者

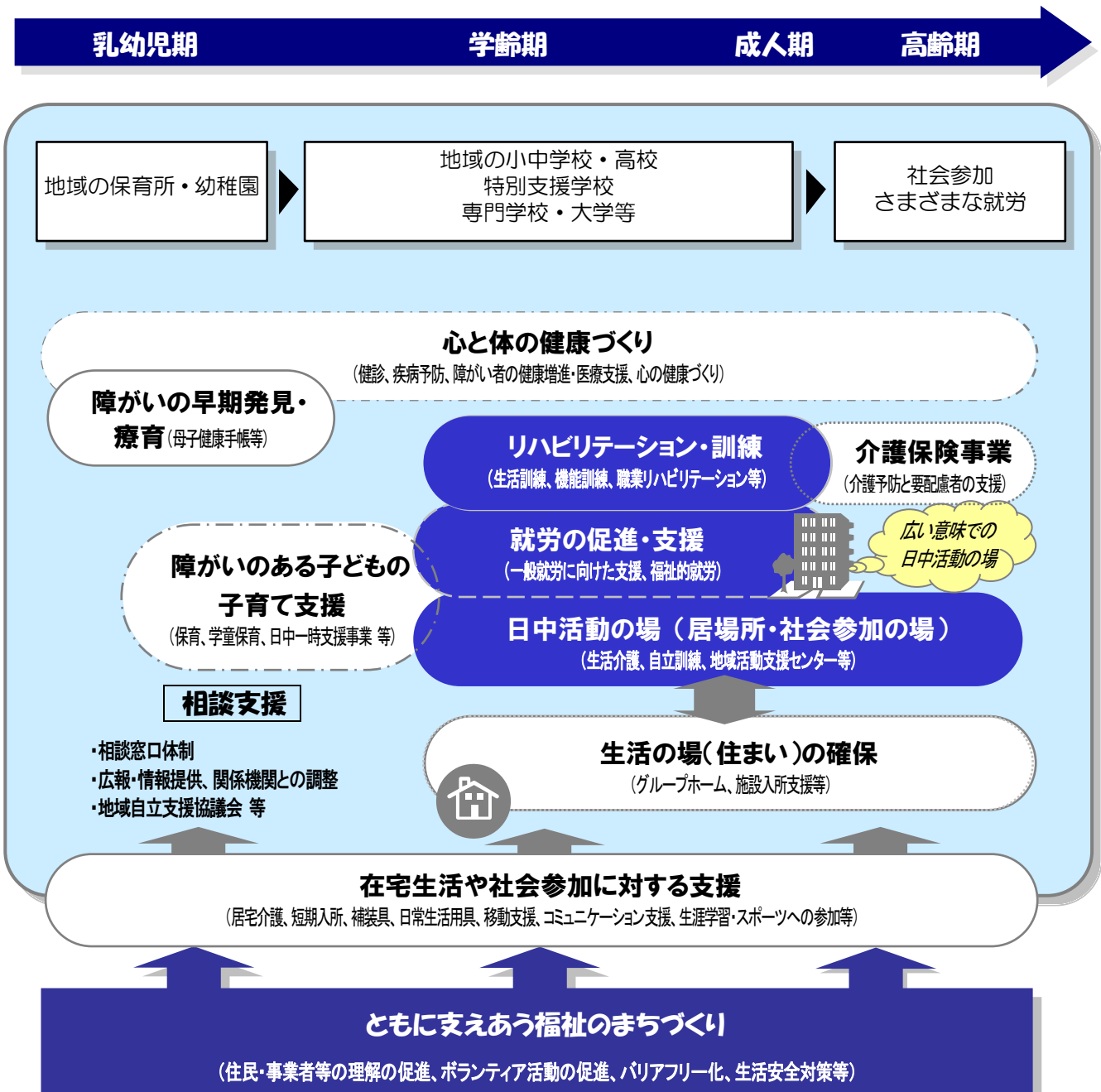


5 計画の主要課題

(1) ライフステージにおける分野横断的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的な施策への展開が求められます。

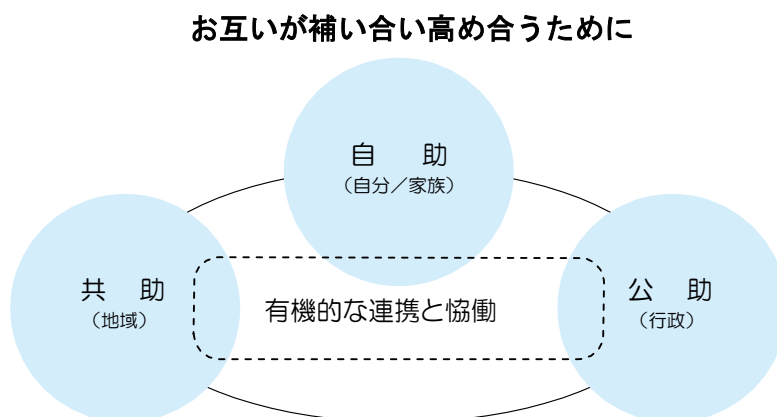
ライフステージにおける障がいの状況に応じた施策（イメージ図）



(2) 地域で支える仕組みづくり

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、行政の公共サービスだけでも、また、本人や家族による個人の自助努力だけでも、さらには、地域の協力だけでも解決することはできません。

そのため、「自助・共助・公助」の連携と協働において、お互いができることを行い、できないことを補い合い高め合うために、地域に必要な福祉力を持続していきます。



障がい者福祉の向上に向けた3つの「助」

自助(じじょ)	自分でできることは自分で ・個人の行動、家族による支え合いや助け合い
共助(きょうじょ)	地域でできることは地域で ・地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) ・地域活動や地域ボランティアなどによる支え(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)
公助(こうじょ)	自分や地域でできないことを公共が支える ・公的な制度としての保健・福祉・医療その他に関連する施策に基づく行政や社会福祉法人などによるサービスの提供

6 障がい者数の推移

手帳所持者は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者のいずれも増加し、総人口に占める割合も増加していますが、特に精神障がい者の増加が顕著です。また、全体的には重度障がいの方の割合が依然として多く、高齢者の割合も多くなっています。

障がい者・難病患者数及び対総人口比（％）の推移

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		難病患者			
	手帳所持者数 (人)	総人口 比(%)	手帳所持者数 (人)	総人口 比(%)	手帳所持者数 (人)	総人口 比(%)	特定疾 病患者 数(人)	総人口 比(%)	小児慢 性疾 病患者 数 (人)	総人口比 (%)
平成18年度 (2006年度)	6,998	2.19	1,302	0.41	775	0.24	1,345	0.42	213	0.07
平成21年度 (2009年度)	7,772	2.38	1,460	0.45	997	0.31	1,569	0.48	226	0.07
平成26年度 (2014年度)	8,979	2.68	1,847	0.55	1,833	0.55	1,947	0.58	270	0.08
平成32年度 (2020年度) 推計	10,331	3.04	2,337	0.69	2,848	0.84	3,434	1.01	286	0.08

注) 各年3月31日現在の数値。(平成32年度は推計値)

資料: 障害福祉課、保健所、市民健康課

7 計画の基本理念

越谷市では、これまで、平成10年(1998年)8月に「越谷市障害者計画」を策定しました。その後、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念に、平成16年(2004年)3月には「新越谷市障害者計画」を、平成20年(2008年)3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション(社会の中で同じように生活できること)」と「リハビリテーション※(障がい者の全人的な回復を目指す)」の実現に向け、また、平成23年3月には「第3次越谷市障がい者計画」で、これまでの基本理念及び「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、その人が持つ個性や力や強さが生き生きと発揮される「エンパワメント※」の視点を重視し、基本理念の実現に向けた施策を推進してきました。

今回の「第4次越谷市障がい者計画」においても、これまでの基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

※リハビリテーション：障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、重要となっている。

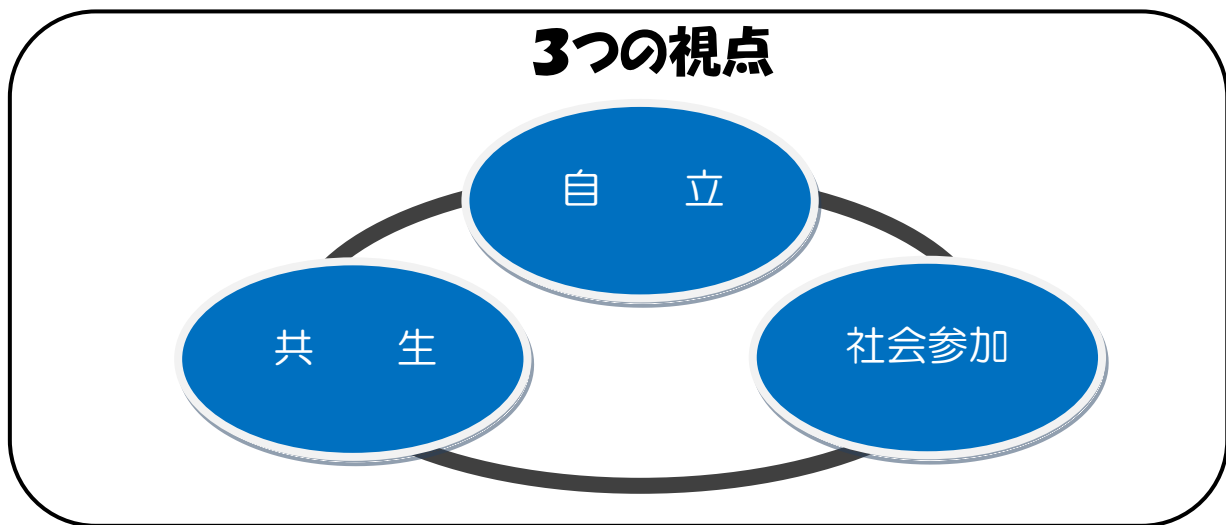
※エンパワメント：社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

8 3つの視点

「自立」から積極的な「社会参加」を推進するとともに、障がいのある人もない人も「社会参加」による交流の質的、量的な拡大を通して、障害者基本法で目的に掲げられた「共生」する社会を実現し、「共生」によってお互いが支え合うことにより「自立」を目指すという相互に関連するこの3つの視点に基づいた2つの目標を踏まえて、基本方針を設定します。



目標1 ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方を目指す

目標2 障がいのある人もない人も共生し、活動する社会を目指す

9 基本方針

1 広報・啓発の推進

障がいの有無に関わらず、地域でともに生きる「共生」の理念は、徐々に理解がすすんでいます。障がいに対する誤った理解や認識は今後も改善していく必要があります。家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、今後とも、市民、行政、障がい者関連機関・団体等さまざまな連携の下、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。そのためにも、すべての人々を社会の一員として迎え入れ、ともに生きる共生社会の実現に努めます。

2 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えます。障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・治療・療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の回復・維持・増進を図るため、関係機関と連携を密にしながら、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3 教育・育成の充実

障がいのある子どももいない子どもも地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念が育つ環境としても重要です。そのため、ともに学ぶ場を用意し、地域の保育所・幼稚園・小中学校が特別支援学校と連携しながら、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性をともに伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として自立し、主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

4 雇用・就業の確保

障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要です。ハローワーク越谷、越谷市障害者就労支援センターを中心に障害者地域適応支援事業等の活用を図りながら公的機関や民間事業所での雇用を促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保や工賃収入の向上を図るとともに多様な働き方への支援、就労の基盤となる障がい者の生活支援に努めます。

5 生活支援サービスの充実

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることも重要です。

障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業やその他の各種生活支援サービスの充実を図るため、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分に提供できる支援体制の整備に努めるとともに、障がい者一人ひとりの「生活の質(QOL)※」の向上に努めていきます。

※生活の質(QOL): Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ) の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

6 生活環境の整備・充実

障がい者が、地域で安全で安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障がい者への配慮や、バリアフリー※¹・ユニバーサルデザイン※²の生活空間づくりが欠かせません。障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を目指します。また、年齢に関係なく、障がいのある人もない人も使いやすく、安全であるユニバーサルデザインを推進する必要があります。さらに、地域ぐるみで障がい者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や図書館、体育館などの公共施設の設備・機能の充実、適切な職員対応に加え、道路、交通機関など障がいのある方が安全で安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

※¹バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア; Barrier)となるものを除去(フリー; Free)するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

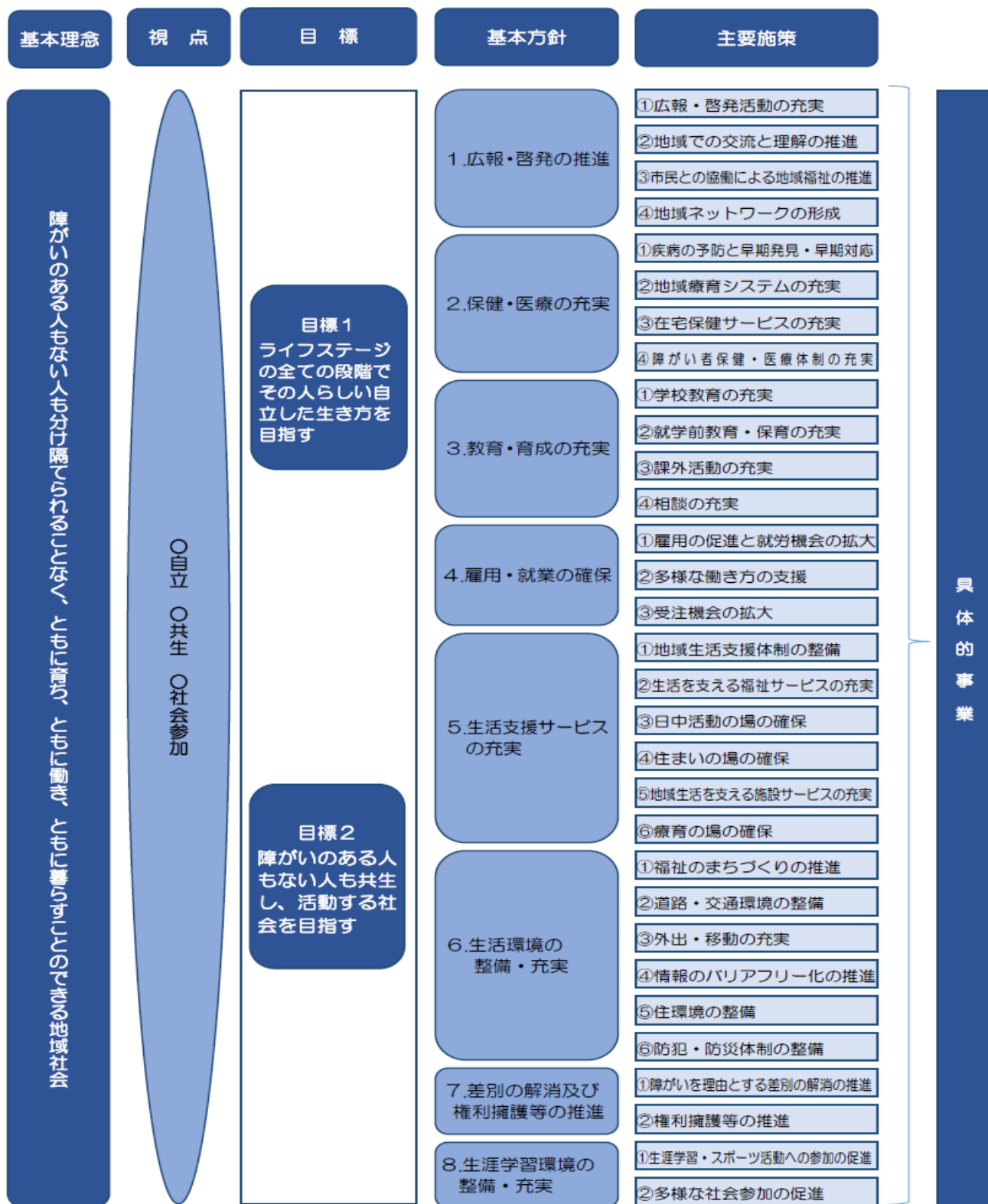
※²ユニバーサルデザイン：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

7 差別の解消及び権利擁護等の推進

障がいに対する理解がすすんでいます。今後も、障がい者が安全で安心して暮らせるように、障がいへの理解を深めて差別などの解消を推進していく必要があります。また、障がい者が生まれながらもっている人権や基本的自由を確保し、障がい者の権利を実現するために成年後見制度等による支援や障がい者虐待防止の推進に努めていきます。

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備をすすめ、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かします。

10 施策の体系



1 広報・啓発の推進

① 広報・啓発活動の充実

共生理念の普及・啓発と障がい者や障がい者問題に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

② 地域での交流と理解の促進

コミュニティ施設において、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図るなど、ハード・ソフトの両面から交流活動の環境整備に努めます。また、家庭や地域の連携を図り、障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員として共感しあえるように努め、相互理解の促進に努めます。

③ 市民との協働による地域福祉の推進

地域福祉を推進するために、自立、共生、社会参加等、障がい者福祉の理念に対する市民意識の向上に努めます。

また、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどの活動支援と連携強化に取り組むとともに、障がい者の生活支援サービスの充実、障がい者の社会参加の促進に向けて、市民と各種団体との協働体制の確立を目指します。

④ 地域ネットワークの形成

誰もが身近な地域で快適に生活できるような環境整備と、自主活動ができる暮らしの基盤づくり、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。

2 保健・医療の充実

① 疾病の予防と早期発見・早期対応

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や介護予防に積極的に取り組めます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進します。

② 地域療育システムの充実

心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設において、通所事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

③ 在宅保健サービスの充実

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導や健康診査など保健事業を充実します。

④ 障がい者保健・医療体制の充実

障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費制度の周知、充実に努め、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。また、指定難病及び精神保健に関する支援を充実します。医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携し、当事者のニーズに沿った医療及び療養生活に関する相談・支援・情報提供を行います。

3 教育・育成の充実

① 学校教育の充実

学校教育においては、福祉教育を推進するため福祉体験等の充実を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

② 就学前教育・保育の充実

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や保育が必要な保護者のため、保育の充実を図ります。また保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

③ 課外活動の充実

障がい児の心身の発達のため、児童発達支援センターや中川の郷療育センター等の利用促進を図ります。

④ 相談の充実

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

4 雇用・就業の確保

① 雇用の促進と就労機会の拡大

官公庁などにおける雇用の促進を図るとともに、ハローワークなど関係機関と連携・協力して、障がい者雇用にともなう各種助成制度の充実をはじめ、障がい者の持つ障がいの状況や可能性などについて企業などに情報提供を行い、障がい者雇用についての理解の促進に努めます。また、障がい者自らが起業できるよう補助制度などの活用を促進します。

② 多様な働き方の支援

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、ハローワーク等関係機関との連携に努め、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供等の充実を図ります。また、就労継続支援事業等や地域活動支援センターの生産活動を行う事業所の運営を支援します。

③ 受注機会の拡大

平成25年(2013年)4月施行の「障害者優先調達推進法」によって、国・独立行政法人等は優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達することが求められ、市等に対しても受注機会の拡大を図ることが求められています。障害者就労施設への発注を増やすとともに、その仕事を受注できるように受注機会の拡大を支援します。

5 生活支援サービスの充実

① 地域生活支援体制の整備

障がい者がともに地域で自立した生活を送れるよう、地域自立支援協議会などにより相談支援・情報提供体制のネットワーク化を図ります。また、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、地域生活を総合的に支援する体制を整備します。

② 生活を支える福祉サービスの充実

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実するとともに、介護者へのサービスの充実を図ります。また、自立を促進するため補装具、年金・手当の情報提供に努めます。

③ 日中活動の場の確保

地域生活を送るうえで必要となる生活介護や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。

④ 住まいの場の確保

障がい者の住まいの場となるグループホーム等の確保に努めるとともに、施設入所支援サービスの機能充実を図ります。

⑤ 地域生活を支える施設サービスの充実

障がい者(児)の地域生活を支える施設サービスの充実に努めます。

⑥ 療育の場の確保

障がい児の自立促進のため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援事業の充実を図ります。

6 生活環境の整備・充実

① 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を推進します。

② 道路・交通環境の整備

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩行空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

③ 外出・移動の充実

福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業の推進のほか障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者総合支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者、重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

④ 情報のバリアフリー化の推進

障がい者の地域での暮らしと生活の質の向上を目指し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市民による多様な情報支援活動を促進し、視覚や聴覚などの障がいの状況に応じた情報提供及びコミュニケーション支援の充実に努めます。

⑤ 住環境の整備

障がい者が在宅での生活を安心して続けられるよう、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談・情報提供等を図ります。

⑥ 防犯・防災体制の整備

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防災訓練などへの参加・啓発を行うとともに、災害時要援護者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実に努めます。

7 差別の解消及び権利擁護等の推進

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会の実現に向けて、障がい者への差別を解消するために、障がい者への理解を深める交流機会の拡充を図り、啓発活動を強化するとともに、組織的な取り組みに努めます。

② 権利擁護等の推進

障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、法律的な支援制度である成年後見制度の周知及び利用促進に努めるとともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。また、障がい者の虐待防止を推進します。

8 生涯学習環境の整備・充実

① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書や対面朗読の充実、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。また、生涯学習やスポーツの指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援していきます。

② 多様な社会参加の促進

障がい者の活動母体として、障がい者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進に努めます。また、障がい者が自らボランティア活動に積極的に参加できるような支援体制づくりをすすめていきます。

11 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

障がい者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために越谷市にとって重要なこととして、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「就労援助や雇用促進」「障がい者に配慮したまちづくりの推進」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。

本市においても、バリアフリーのまちづくりをすすめるとともに、オンブズパーソン制度の導入などにより、市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。今後も、市民との協働のもと市内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化するために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに、第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。